

(案)

平成 年 月 日

静岡市長 田辺 信宏 様

地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会
委員長 西田 在賢

意見書

地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「静岡病院」という。）に係る中期目標の期間の終了時の検討について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づく本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

静岡病院は、平成28年に地方独立行政法人に移行して以来、市民が必要とする高度で良質な医療を安定的、継続的に提供しており、市の行った第1期中期目標期間の業務実績（見込）の評価においても、「中期計画の達成に向けて順調に進捗しており、中期目標の期間の終了時において、全体として中期目標の達成が見込まれる。」という全体評価を受けた。

このことから、法第30条に規定される業務の継続等について、現状特段の問題はなく、順調に経営が行われているため、引き続き地方独立行政法人の形態で業務を行うことが適当と判断する。

以上